

慶弔見舞金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 就業規則第39条により職員に慶弔のあったときは、この規程の定めるところにより慶弔見舞金を贈る。

(種 類)

第2条 慶弔金は次の3種類とする。

- (1) 祝 金
- (2) 弔慰金
- (3) 見舞金

(届 出)

第3条 この規程に定める慶弔金の贈与を受ける事由が生じたときは、本人が、すみやかに組合に届け出なければならない。

第2章 祝 金

(結婚祝金)

第4条 本人が結婚するときは、次により祝金を贈る。

区 分	金 額
勤続1年未満の者	30,000円
勤続1年以上5年未満の者	40,000円
勤続5年以上の者	50,000円

- 2 再婚の場合は、前項の半額とする。
- 3 祝電を贈る。

(出産祝金)

第5条 職員の子女が出産したときは、次により祝金を贈る。

- 1 人につき 10,000円
- 2 双子以上が出生したときは、出生児数に応じて贈る。

第3章 弔 慰 金

(死亡弔慰金)

第6条 本人が死亡したときは、遺族に対して次により弔慰金、供花、弔電を贈る。

種 類	区 分	金 額
弔慰金	勤続5年未満の者	30,000
	勤続5年以上の者	50,000
供 花	20,000円程度	

- 2 業務上の災害、傷病に起因する死亡については、前項の金額を2倍する。
- 3 第1項の弔慰金を受ける遺族の順位は、労働基準法施行規則第42条もしくは第45条の定めるところによる。

(家族死亡弔慰金)

第7条 職員の家族が死亡したときは、次により弔慰金を贈る。

2 職員が喪主であるとき。

区 分	金 額	備 考
配 偶 者	50,000	養父母、継父母含む 養子、継子含む 但し、生後14日以内の者は半額
父 母	30,000	
子 女	30,000	
祖父母、兄弟・姉妹	10,000	

- 3 配偶者を除き、職員が喪主でないときは、前項の金額の2分の1とする。
- 4 必要により供花を贈ることができる。
- 5 弔電を贈る。

第4章 見 舞 金

(病気見舞金)

第8条 本人が負傷し、また疾病にかかり入院したとき、または欠勤2週間以上におよぶときは傷病見舞金を贈る。

入院の場合	10,000円
入院しなかった場合	5,000円

(災害見舞金)

第9条 職員の住居が罹災し、被害を受けたときは、次により見舞金を贈る。

区 分	金 額
全焼または全壊	50,000
半焼または半壊	30,000
一部焼または一部壊	10,000
床上浸水	5,000

第5章 雑 則

(特 例)

第10条 広域にわたる天災地変等で経営上の負担にたえがたいときは、前各条の規定を適用しないことがある。

(勤続年数の計算)

第11条 この規程における勤続年数の計算は、入所の日より事情発生日までの満年数とし、1ヵ月未満の端数日のあるときは1ヵ月に切り上げる。

2 休職期間は勤続年数に加えない。

(証明書の提出)

第12条 組合が慶弔金贈与に際し必要と認めたときは、その事実を証する書類等の提出を求めることがある。

付 則

1. この規程は、平成6年7月1日から施行する。
この規程は、平成20年7月17日から一部改正施行する。
この規程は、平成25年1月18日から一部改正施行する。
この規程は、平成27年3月13日から一部改正施行する。
この規程は、平成27年7月14日から一部改正施行する。
この規程は、令和2年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、令和3年10月1日から一部改正施行する。
この規程は、令和4年4月1日から一部改正施行する。